

軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方

平成28年度課税から三輪及び四輪の軽自動車については、条件によって新税率が適用されています。
なお、条件については、最初の新規検査をした年月（「初度検査年月」）で判定します。
※「初度検査年月」については、3ページをご参照ください。

車種 区分	種別		(1) 旧税率 平成27年3月31日以前に 最初の新規検査をした車両	(2) 新税率 平成27年4月1日以降に 最初の新規検査をした車両	(3) 重課税率 最初の新規検査から13 年経過した車両
三輪	—		3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

1. 平成27年3月31日以前に最初の新規検査をした車両については、旧税率の適用となりますが、経過年数により（3）重課税率に該当する場合があります。
2. 平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両については、新税率が適用されます。
3. 最初の新規検査から13年以上経過している車両については、重課税率が適用されます。ただし、動力源または、内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は、重課税率の対象にはなりません。

●令和8年度課税の重課対象⇒自動車検査証に記載されている初度検査年月が「平成25年3月以前」

原動機付自転車・小型特殊自動車・バイクをお持ちの方

（新規に取得されたものや既に取得済である等の登録年月日を問いません）

車両区分	種別	税額
原動機付自転車	総排気量が50cc以下または 定格出力が0.6kW以下のもの	2,000円
	総排気量が50cc超え90cc以下または 定格出力が0.6kW超え0.8kW以下のもの	2,000円
	総排気量125cc以下かつ 最高出力が4.0kW以下のもの	2,000円
	総排気量が90cc超え125cc以下または 定格出力が0.8kW超え1kW以下のもの	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他（フォークリフト等）	5,900円
二輪の軽自動車	総排気量が125cc超え250cc以下のもの （側車付含む）	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方

四輪以上及び三輪の軽自動車については、「自動車検査証」の「初度検査年月」によって、税額が異なります。お持ちの「自動車検査証」をご確認ください。

□車検証の初度検査年月とは？

自動車検査証

令和■■年 ■月■日

車 両 番 号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別
水戸 5 8 0 〇〇〇	令和■■年 ■月■日	令和■■年 ■月	軽自動車	乗用	自家用
車 体 番 号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	
J B 5 - 7 6 5 4 3 2 1	(4) 2 人	(1 0)	k g	(1 0 5 0) 1 0 4 0 k g	

こちらの「初年度検査年月」を確認してください。

グリーン化特例の延長に係る軽自動車税の軽減税率

環境性能の優れた軽四輪等の普及を促進するためのグリーン化特例の特例措置が延長になっています。それに伴い、一定の性能を有する軽自動車について、令和5年4月 1 日から令和8年3月31日までに新規取得した場合、その燃費性に応じて軽減税率が適用され、初めて車両番号の指定を受けた年度の翌年度に限り、下表のとおり軽減されます。

車種 区分	種別		電気自動車等 (7 5 %軽減)	★★★★かつ 令和 1 2 年度燃費基準 9 0 % 以上達成+令和 2 年度燃費基準達成車 (5 0 %軽減)
三輪	乗用	営業用	1, 0 0 0 円	—
	その他		1, 0 0 0 円	—
四輪	乗用	自家用	2, 7 0 0 円	—
		営業用	1, 8 0 0 円	3, 5 0 0 円
	貨物	自家用	1, 3 0 0 円	—
		営業用	1, 0 0 0 円	—

※1 「電気自動車等」とは、電気軽自動車および天然ガス軽自動車（平成 30 年排出ガス規制適合または平成 21 年排出ガス規制から排出ガス基準 10%低減達成）のこと

※2 「★★★★」とは、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のこと

※3 燃費基準の達成については、自動車検査証の備考欄に記載されています。